

情報公開文書

名称	高カリウム血症に対するメイロン静注7%の投与
診療科等	全診療科
分類	適応外使用
対象者	当院で治療を受ける患者で、著しい高カリウム血症を呈した患者
承認日	2023年8月28日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>高カリウム血症の治療は、原因治療が優先されますが、著しい高カリウム血症の場合は早期にカリウム値の補正が必要となります。その場合の治療として、炭酸水素ナトリウムであるメイロン静注の投与が推奨されています。メイロン静注はアシドーシス、めまい症や蕁麻疹などに用いられますが、細胞内にカリウムを移行させる作用があり、血中のカリウム値を下げる効果があります。しかし、カリウム値の補正を目的として投与することは保険診療では適応外の使用となります。高カリウム血症に対するメイロン静注の投与は多くの教科書・論文等に掲載され、多くの医療現場で行われています。上記理由から、医師がメイロン静注の投与を必要と判断した高カリウム血症患者に対して、その使用を認めています。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>メイロン静注の投与により、高ナトリウム血症や血液がアルカリ性に傾くアルカローシスなどが発現する可能性があります。頻回な電解質や血液ガスの測定を実施することでその予防と早期発見に努めます。また、高カリウム血症が改善され次第、メイロン静注の投与は終了します。</p>